指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護
重要事項説明書

〔　２０２６　年　９　月　１　日現在〕

１　事業者（法人）の概要

法人の名称	医療法人　好文会
代表者役職・氏名	常務理事（理事長職務代行者）　坂本　尚隆
法人所在地・電話番号	埼玉県深谷市人見１９７５番地 ０４８－５７３－０３８１
法人設立年月日	昭和５１年１１月

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名　　称	あねとす訪問入浴
事業所番号	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 （指定事業所番号　１１７４６０１２３５）
所在地	〒３６６－０８１１ 埼玉県深谷市人見１９７５番地
電話番号	０４８－５７３－００９６
ＦＡＸ番号	０４８－５７２－０１８７
通常の事業の実施地域	深谷市、熊谷市、大里郡寄居町

（２）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで。（１２月３０日から１月３日を除く）
営業時間	午前８時３０分から午後１７時まで。

（３）事業所の勤務体制

職　種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・訪問入浴介護職員の業務実施状況を把握します。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤１人
看護職員 （看護師・准看護師）	・居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。 ・入浴前後の利用者の心身状況把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。 ・介護給付事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤1人以上

介護職員等	・居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。 ・介護給付事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤2人以上

サービスの提供は看護職員１人と介護職員２人で行いますが、内容により介護職員３人の場合もあります。〈 ４ 利用料、その他の費用の額の注釈による場合等。〉

３　サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
入浴の援助	居宅における入浴の援助を行い、利用者の心体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

※訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者又は家族の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施することがあります。

４　利用料、その他の費用の額

ア　基本利用料

基本利用料は下記のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

イ　加算

令和元年10月から、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定します。
令和3年4月から、初回加算を算定します。
令和3年4月から、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定します。
令和4年10月から、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定します。
令和6年6月から、看取り連携体制加算を算定します。
令和6年6月から、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定します。（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化）
令和8年6月から介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロへ変更となります。

（１－１）訪問入浴介護の利用料、利用者負担額（1回あたり）

※地域区分別１単位当たりの単価　１０．２１円（７級地）

サービス種類	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
全身入浴	1,266	12,925円	1,293円	2,585円	3,878円
清拭又は部分浴	1,139	11,629円	1,163円	2,326円	3,489円

加算	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,042円	205円	409円	613円

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44	449円	45円	90円	135円
看取り連携体制加算(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り)	64	653円	66円	131円	196円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	介護報酬総単位数の13.3％	左記単位数×10.21円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※注

- 端数を切り捨てた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

（1－2）介護予防訪問入浴介護の利用料（1回あたり）

※地域区分別１単位当たりの単価　１０．２１円（７級地）

サービス種類	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
全身入浴	856	8,739円	874円	1,748円	2,622円
清拭又は部分浴	770	7,861円	787円	1,573円	2,359円

加算	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,042円	205円	409円	613円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44	449円	45円	90円	135円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	介護報酬総単位数の13.3％	左記単位数×10.21円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※注

- 端数を切り捨てた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

注釈

※　全身シャワー浴については全身浴と同等サービスになります。

※　主治医の意見を確認したうえで、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービス提供を実施したとき（介護職員３人、介護予防の場合　介護職員２人）は、利用料等は95/100となります。

※　訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者又は家族の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施したときは、利用料等は90/100となります。

（２）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から、１キロメートル当たり２５円（税込）を請求します。ただし、管理者が必要ないと判断する場合もあります。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の２４時間前までの連絡があった場合	無料
利用日の１２時間前までの連絡があった場合	当該基本料金の５０％の額
利用日の１２時間前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の１００％の額

（４）その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。
② 特別な入浴剤等は、利用者の負担になります。
③ 介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者負担となります。
複写物は、1枚につき10円を請求します。

５　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（１）請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
② 請求書は、利用月の翌月上旬に利用者あてにお届けします。

（２）支払い方法等

原則的に、１ヶ月分の利用料金を一括して請求する月清算です。
① 請求月の上旬に、下記のいずれかの方法でお支払いください。
・現金払い
・事業者が指定する口座への振り込み
・利用者が指定する口座からの自動振替

② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

※償還払いの場合は、介護給付額を全額お支払いいただき、その後、領収書を添付して保険者に請求されますと利用料から利用者負担額を差し引いた額の還付が得られます。

６　秘密の保持

（１）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人

情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（３）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

７　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

８　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

９　サービス提供に関する相談、苦情

（１）苦情処理の体制及び手順

ア　サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

① 相談等を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無、改善の方法について、問い合わせ者又は申立者に報告します。

② 事業所は疑問や問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者にいかなる不利益、差別あつかいもいたしません。

③ 利用に関する記録は、利用契約完結の日から２年間保存をします。

（２）苦情相談窓口

担　　当	管理者　　〇﨑　〇二
電話番号	０４８－５７３－００９６
受付時間	午前８時３０分から午後１７時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで　（１２月３０日から１月３日までを除く。）

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、介護保険者、埼玉県国民健康保険団体連合会などに相談・要望・苦情を伝えることができます。

深谷市役所　長寿福祉課	０４８－５７１－１２１１（代）
熊谷市役所　長寿いきがい課	０４８－５２４－１１１１（代）
寄居町役場　健康福祉課	０４８－５８１－２１２１（代）
大里広域市町村圏組合　介護保険課	０４８－５０１－１３３０
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課　苦情対応係	０４８－８２４－２５６８ （苦情相談専用）

１０　感染症の予防及びまん延の防止のための措置（衛生管理等）

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

① 事業所は、サービス提供時における感染対策に努めます。

② サービスの提供に係る設備器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意します。特に利用者の身体に接触する設備器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用します。
③ 感染対策委員会の開催
④ 感染症及びまん延防止のための指針の設備
⑤ 感染症及びまん延防止のための研修参加または研修の実施
⑥ 担当者の配置

１１　居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問入浴の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

１２　虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

1. 虐待防止委員会の開催
2. 高齢者虐待防止のための指針の整備
3. 虐待防止研修の実施
4. 担当者の配置

１３　業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して当事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

１４　身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１５　職場におけるハラスメント防止

利用者及び、その家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、過度な要求、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

令和　　年　　月　　日

指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地　埼玉県深谷市人見１９７５番地

法 人 名　医療法人　好文会

代表者名　常務理事（理事長職務代行者）

坂　本　　尚　隆

事業所名　あねとす訪問入浴

説 明 者　　印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者　住所

氏名　　印

（代理人）　住所

氏名　　印